

令和6年第3回岐阜県議会定例会

条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会

(環境生活部・健康福祉部)

目 次

(条例その他議案関係)

報第 8 1 号	岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ ・	1
報第 8 2 号	岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ ・	2
報第 8 3 号	岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	3
報第 8 8 号	岐阜県図書館の書棚の取得について	・ ・ ・	4
議第 9 1 号	損害賠償の額を定めることについて	・ ・ ・	5

議第81号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例について

健康福祉部薬務水道課

1 条例改正の前提となる事実について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）が令和5年12月13日に公布され、公布の日から2年を超えない範囲で段階的に施行されることに伴い、関係条例の規定の整理を行うもの。

【関係条例】

- (1) 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第19号）
- (2) 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年岐阜県条例第56号）

2 改正内容

(1) 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

- ・ 条例中で引用している「大麻取締法」の題名の改正等がなされるため、下記のとおり改正する。

例：「大麻取締法」→「大麻草の栽培の規制に関する法律」
「大麻取扱者」→「大麻草採取栽培者」

(2) 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例

- ・ 大麻が麻薬及び向精神薬取締法上の麻薬の一つとして定義されることに伴い、条例中の「薬物」の定義規定から大麻を削り「麻薬」に統合する。
- ・ 麻薬前駆物質（化学的変化により容易に麻薬を生じ得る物質。以下「当該物質」という。）が、麻薬及び向精神薬取締法上の麻薬とみなされることに伴い、条例中の「薬物」の定義に当該物質を追加する。

3 施行日

一部を除き、改正法の施行日とする。

（改正法の施行日未定。公布の日から2年を超えない範囲で段階的に施行）

議第82号 岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

健康福祉部薬務水道課

1 条例改正の前提となる事実について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）が令和6年3月29日に公布され、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第14条第3号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めることについて、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の規定の整理を行うもの。

【関係条例】

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例（平成24年岐阜県条例第62号）

2 改正内容

条例第4条第1項第12号に規定する「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」について、施行規則との整合を図るため、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

3 施行日

公布の日とする。

議第83号 岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

健康福祉部地域福祉課

1 条例改正の前提となる事実について

生活保護法（昭和25年法律第144号）の改正を含む、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が令和6年4月24日に公布され、「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」に改めることについて、公布日と同日に施行されたことに伴い、関係条例の規定の整理を行うもの。

【関係条例】

- (1) 岐阜県住民基本台帳法施行条例（平成14年岐阜県条例第7号）
- (2) 岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成27年岐阜県条例第45号）

2 改正内容

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例において、県の独自利用事務として規定されている生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う「進学準備給付金」の支給に関する事務について、「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」に改める。

3 施行日

公布の日とする。

議第88号 岐阜県図書館の書棚の取得について

環境生活部県民文化局文化伝承課

1 事業の概要

岐阜県図書館内書庫の狭隘化に対応するため、移動式書棚等を設置し収蔵可能冊数の増加を図る。

2 契約案件の詳細

- (1) 調達物品の種類及び数量

書棚（移動式書棚及び固定式書棚） 一式

- (2) 取得の相手方

キハラ株式会社

- (3) 取得予定金額

168,300,000円（税込）

- (4) 契約方法

随意契約

令和6年4月10日実施の一般競争入札において、再度の入札に付すも落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、2者の応札者のうち安価であったキハラ株式会社と随意契約を締結

- (5) 履行期限

令和7年1月10日

- (6) 納入場所

岐阜県図書館

3 事業の効果

書棚の設置により、約16年分の収蔵能力を確保

議第91号 損害賠償の額を定めることについて

健康福祉部生活衛生課

1 損害賠償の前提となる事実について

(1) 概要

EU等に輸出される食肉に係る残留物質等モニタリング（以下「モニタリング」という。）における県の検体採取時の不備に伴い発生した飛騨ミート農業協同組合連合会（以下「飛騨ミート」という。）の損害に対して賠償を行う。

(2) 経緯

令和6年1月16日にモニタリングにおいて、塩化ジデシルジメチルアンモニウム（以下、「本件物質」という。）が検出された旨、厚生労働省から連絡があり、EU等向け輸出牛肉の輸出証明書の発行停止、出荷農場への調査、検出原因に関する調査等の実施に係る通知があった。

飛騨ミートは、再発防止策を講じた上で行われた再度の検査結果により、本件物質が不検出であることが判明する令和6年2月3日までの間、EU等への輸出を停止した。また、EU等以外への輸出を自粛するとともに、本件物質が検出された牛の飼育農家（以下「本件農家」という。）等が出荷した牛の肉の国内流通を自粛した。さらに、本件農家は新たな牛の出荷を見合わせた。

(3) 本件物質が検出された原因

令和5年12月8日に飛騨食肉センターにて、飛騨食肉衛生検査所の職員が、モニタリングの検体を採取した際に、本件物質の類似物質（ジデシルジメチルアンモニウムメチルサルフェート。検出時は本件物質検出と報告される。以下「当該類似物質」という。）を含む洗浄剤が残留したナイフ、まな板及び手袋を使用したことにより、検体へ当該類似物質を付着させたことによる。

2 損害賠償の必要性について

食肉から検体を採取する際に、飛騨食肉衛生検査所の職員には、検体に洗浄剤を付着させないようモニタリングを実施する職務上の義務があるにもかかわらず、これを怠った過失があると認められ、飛騨ミートが、既に飛騨食肉センターから流通していた輸出予定牛肉、本件農家が出荷した牛の肉等の買取り等の費用を負担していることから、損害賠償の必要性がある。

3 損害賠償額について

県と飛騨ミートにおいて協議を行った結果、合意が得られたため下記の金額を損害賠償額とする。

11,857,707円